
平成25年 第3回(定例)由布市議会会議録(第5日)

平成25年9月19日(木曜日)

議事日程(第5号)

平成25年9月19日 午前10時00分開議

- 日程第1 請願・陳情について
- 日程第2 認定第1号 平成24年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 認定第2号 平成24年度由布市水道事業会計収支決算の認定について
- 日程第4 諮問第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第5 議案第51号 由布市過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第6 議案第52号 由布市税条例の一部改正について
- 日程第7 議案第53号 由布市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第8 議案第54号 由布市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第55号 由布市景観条例の一部改正について
- 日程第10 議案第56号 由布市火災予防条例の一部改正について
- 日程第11 議案第57号 平成25年度由布市一般会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第58号 平成25年度由布市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第59号 平成25年度由布市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第60号 平成25年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第61号 平成25年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第62号 平成25年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算(第1号)

追加日程

- 日程第1 発議第4号 「山の日」の制定を求める意見書
- 日程第2 発議第5号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書
- 日程第3 発議第6号 ホテル・旅館等建築物の耐震化の促進に関する意見書
- 日程第4 閉会中の継続審査・調査申出書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 請願・陳情について

- 日程第2 認定第1号 平成24年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 認定第2号 平成24年度由布市水道事業会計収支決算の認定について
- 日程第4 諮問第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第5 議案第51号 由布市過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第6 議案第52号 由布市税条例の一部改正について
- 日程第7 議案第53号 由布市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第8 議案第54号 由布市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第55号 由布市景観条例の一部改正について
- 日程第10 議案第56号 由布市火災予防条例の一部改正について
- 日程第11 議案第57号 平成25年度由布市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第58号 平成25年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第59号 平成25年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第60号 平成25年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第61号 平成25年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第62号 平成25年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）
- 追加日程
- 日程第1 発議第4号 「山の日」の制定を求める意見書
- 日程第2 発議第5号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書
- 日程第3 発議第6号 ホテル・旅館等建築物の耐震化の促進に関する意見書
- 日程第4 閉会中の継続審査・調査申出書

出席議員（20名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 鷺野 弘一君 | 2番 廣末 英徳君 |
| 3番 甲斐 裕一君 | 4番 長谷川建策君 |
| 5番 二ノ宮健治君 | 6番 小林華弥子君 |
| 7番 高橋 義孝君 | 8番 新井 一徳君 |
| 9番 佐藤 郁夫君 | 10番 佐藤 友信君 |
| 11番 溝口 泰章君 | 12番 西郡 均君 |
| 13番 瀧野けさ子君 | 14番 太田 正美君 |
| 15番 佐藤 正君 | 16番 佐藤 人已君 |

17番 田中真理子君

18番 利光 直人君

20番 工藤 安雄君

21番 生野 征平君

欠席議員（なし）

欠 員（2名）

事務局出席職員職氏名

局長 秋吉 孝治君

書記 江藤 尚人君

書記 三重野鎌太郎君

書記 伊藤 裕乃君

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	副市長	島津 義信君
教育長	清永 直孝君	総務部長	相馬 尊重君
総務課長	麻生 正義君	財政課長	梅尾 英俊君
総合政策課長	溝口 隆信君	会計管理者	工藤 敏君
産業建設部長	工藤 敏文君	健康福祉事務所長	衛藤 哲雄君
環境商工観光部長	平井 俊文君	挾間振興局長	柚野 武裕君
庄内振興局長	麻生 宗俊君	湯布院振興局長	足利 良温君
教育次長	日野 正彦君	消防長	大久保一彦君
代表監査委員	土屋 誠司君		

午前10時00分開議

○議長（生野 征平君） 皆さん、おはようございます。今期定例会も本日が最終日です。議員及び執行部各位には、連日の審査、また現地調査等でお疲れのことと存じますが、最後までよろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員数は20名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、各部長、関係課長及び代表監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第5号により行います。

○議長（生野 征平君） まず、日程第1、請願・陳情についてを議題とします。

本定例会において付託いたしました請願2件、継続審査となっていました陳情1件につき、各委員長に審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、太田正美君。

○総務常任委員長（太田 正美君） 皆さん、おはようございます。総務常任委員長の太田正美です。

陳情審査報告をいたします。

本委員会に付託の陳情は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第143条第1項の規定により報告いたします。

記。審査日時、平成25年9月13日金曜日。場所、庄内庁舎第6会議室。出席者、私以下、委員全員であります。書記は議会事務局。

陳情、受理番号1、受理年月日、平成25年3月13日。件名、住民の暮らしの移動需要を全関係課で把握し、対応する仕組み作りを求める陳情書。

委員会の意見、陳情者と執行部に同席を求め、互いの意見について聴取しました。また、市民交通対策検討委員会の委員（団体代表）1名にも同席していただき、検討委員会の協議状況について確認しました。

陳情者は、みずからが現地調査や面接を行い、聞いた住民の意見を取り上げて、これまで市に対していろいろな要望をしてくれています。このことに対する行政側の取り組みが不十分であり、地域事情について十分な調査・分析ができていないとの意見でした。

執行部は、陳情者は今回の陳情内容も含めて、市民交通対策検討委員会での席で、いろんな提案をしてくれており、その内容については委員会でも十分に協議し、委員会の協議結果を総合的に判断して、現在のコミュニティバス運行事業に至っているとの説明でした。行政として、委員会で合意できたものについて可能なものは改善してくれているが、要望内容の中には、あくまで一部市民の要望であり、地元地域の必ずしも総意でないものもあるとの見解でした。また、地域需要の把握方法についても、地域振興局を経由する方法で既に取り組んでいるとの説明がありました。

陳情者のコミュニティバス運行に対する意見内容は理解できるが、それが個人的な意見なのか、地域全体の総意なのかははっきりしない部分もあることから、地域の中での意見集約を図ることが必要だと感じました。地域の要望は、総意のもとで検討委員会に持ち込み、検討してもらうことを陳情者には求めました。

執行部には、きめ細かな市民ニーズの把握に努め、市民交通対策検討委員会での協議を一層充実させ、市民のための交通体系を築くことを求めました。

委員からは、地域事情の把握については、地元の自治委員会や民生委員と十分連携をとるべき

との発言があり、また、社協が4月に行った市民ニーズの調査結果も集約できておらず、結果を待ちたいとの意見も出されました。

慎重審査の結果、継続審査すべきものと決定しました。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（生野 征平君） 次に、産業建設常任委員長、佐藤友信君。

○産業建設常任委員長（佐藤 友信君） 皆さん、おはようございます。産業建設常任委員長の佐藤友信です。

それでは、請願審査を報告いたします。

本委員会に付託の請願を審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第143条第1項の規定により報告します。

日時、平成25年9月11日、審査と現地調査。9月17日、審査、まとめをしております。場所、出席者、書記は記載のとおりです。

請願受理番号4、受理年月日、平成25年6月28日。件名、庄内町東長宝 長宝団地 なごみの里両地区内道路の市道編入に係る請願。

本請願は、長宝団地及びなごみの里両地区内の公衆用道路について、市道編入を求めるもの。長宝団地は昭和50年代、大分県住宅供給公社に、なごみの里は平成13から14年、庄内町土地開発公社によって開発が進められた。

本道路は、地域住民の生活に密着しており、極めて公共性の高いものと判断される。

慎重審査の結果、全員一致で採択すべきものと決定した。

受理番号5、受理年月日、平成25年8月27日。件名、捕獲動物の解体場所について。

本請願は、有害鳥獣捕獲活動により捕獲したイノシシや鹿の解体場所の確保と整備を求めるもの。

委員会では、請願者に出席を求め、説明を聞いた。現在は、猟友会員の個人宅を順番に作業場としている状況だが、有害鳥獣捕獲活動は市の喫緊の課題であり、捕獲量も増加していることから早急に解体施設を整備してほしいとのこと。

委員会としては、請願の願意については理解したものの、設置場所等については、不明確な点があることから、慎重審査の結果、今回は全員一致で趣旨採択すべきものと決定した。

御賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（生野 征平君） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

これより審議に入ります。なお、委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する疑義にとどめることをお願いしておきます。

まず、請願受理番号4、庄内町東長宝 長宝団地 なごみの里両地区内道路の市道編入に係る

請願を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 道路を市道にしてほしいという請願、ごもつともで、ぜひそうしなきゃいかんのですけども、実はその地域がどういうところかというところがちょっと、私には引っかかるんですけどね。

長宝団地は、このなごみの里も含めて、東長宝の農業集落排水の当該区域内で、この大分県供給公社がつくったんですか、あの施設は。その浄化槽が平成11年の供用開始と同時にパンクして、そして、その当時から現在、由布市に移管されているその農業集落排水東長宝施設が、処理能力を超える最大量をずっと流している。

問題は、ここの埋設管なんですよね。どこから流入しているかわからんという性格なもんなんです、そういう調査もきちっとできてないところで、ここにも書いてるように、発覚した平成11年以降の13年から14年にも庄内町の土地開発公社によってなごみの里がつくられてるんですよね。だから、既に処理能力を超える汚水が流れ込むにもかかわらず、こういう開発をやっていたってこと自体が、ちょっと私には理解できないんですけども、こういう問題も抱えているということを認識して、そして、今後これが一日も早く解決するような方向で、後処理をお願いをしたいということなんですけども、委員会の中では、この辺の区域のことについて、特別、何も話も出なかったのでしょうか、この審議の過程で。

○議長（生野 征平君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤 友信君） お答えをいたします。

農集の件については、農集のところで議員から質問があると思って、待ってる状態なんですけど、ここで答えろということですので、お答えをいたします。

平成7年8月18日に、特定施設設置届出書というのが前庄内町長の佐藤三千生さんの印鑑をついたのがあります。その中で、能力に関して990人槽、最大が327立方メートル、1日、こういう届出書が役所のほうで見つかりました。

それで、今まで268が最大という話だったんですけど、327で今後訂正して、役所のほうもやっていくということです。

それから、この道路は、本来なれば庄内町時代に町道として登録してなきゃいけない、町道編入してなきゃならない道路だったんですけど、それをずっと怠っていたと。で、地区住民からの要請により、こういうような文書が出たということです。

以上で終わります。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 議論されているのがよくわかりました。

ただ、問題は処理能力をオーバーしている部分が現在、流入してるっちゃうんで、それはまた、

そのときに質疑をしたいと思います。

以上です。

○議長（生野 征平君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願受理番号4を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、請願受理番号4、庄内町東長宝団地 なごみの里両地区内道路の市道編入に係る請願は、採択することに決定いたしました。

次に、請願受理番号5、捕獲動物の解体場所についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 不明確な点があるっちゃうことがちょっと気になるんですけど、そのことが何なのかと、それと解決策としてある程度の展望を示せるものが用意されているのかどうか、そこ辺が気になります。朴木も前の区長宅が解体場となって、みんなが集まって時々やるんですけども、奥さんは本当にいびしがるんです、すごい虫の量で。そういうやっている人にとっては深刻な問題なんで、そういう解決策がある程度、見込みがあるのかどうか、そこら辺も含めてお願いしたいんですけど。

○議長（生野 征平君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤 友信君） お答えいたします。

今、議員がおっしゃられましたように、鳥獣、鹿、イノシシにはすごくダニがついております。それを個人の宅で解体をして、ダニがいっぱい落ちるということで、洗濯物に行くと、また近隣住民等に少し迷惑をかけるんじゃないかなと思っております。

委員会として、設置場所については不明確な点が多い、これは、表記こういうふうにしたんですけど、解体するに当たって地域住民、周りの人の同意が必要じゃないかということです。一施設はどうだろうかという写真も見せていただきました。しかし、その近辺の同意がなかなか得られてないんじゃないかということで、趣旨採択にしたようなわけです。

行政、農政課といたしましても、みんなに迷惑にならないような場所を探すという話もできておりますので、早急にこれは、つくってほしい施設だと思っております。

以上です。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（生野 征平君） ほかに。小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 今回の委員長のお答えの中で、農政課のほうも場所を探したいということですが、これ、場所がなかなか見つからないということが問題だったのはわかったんですが、基本的には、市が設置するという方向、多分、請願の趣旨は、市にそういう場所をつくってほしいということだと思うんですけども、例えば、猟友会に補助金を出して、猟友会が自分たちでつくるということではなく、これは市が場所を探して、市がそういう場所を用意するという方向でよろしいでしょうか。担当部局のほうもそういう意向があるというふうを考えてよろしいでしょうか。

○議長（生野 征平君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤 友信君） お答えいたします。

農政と請願者と一緒に話をしました。そういう中で、農政は補助金という話をしました。でも、この問題、やっぱり鳥獣被害というのが今、本当に問題になっております。そういう中で、行政も努力して場所設定、また、つくるときには補助金にするのか、また行政が施設をつくって指定管理に出すのか、その方法いろいろ選択肢はあると思います。それはそのときのやりとりとっております。

○議長（生野 征平君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願受理番号5を採決します。この請願に対する委員長報告は趣旨採択です。委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、請願受理番号5、捕獲動物の解体場所については、趣旨採択とすることに決定いたしました。

次に、受理番号第1、住民の暮らしの移動需要を全関係課で把握し、対応する仕組み作りを求める陳情書は、引き続き継続審査です。

○議長（生野 征平君） 次に、日程第2、認定第1号平成24年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定についてから日程第16、議案第62号平成25年度由布市健康温泉館事

業特別会計補正予算（第1号）までの15件を一括議題とします。

付託しております各議案について、各委員長にそれぞれの議案審査にかかわる経過と結果について、報告を求めます。

まず、総務常任委員長、太田正美君。

○総務常任委員長（太田 正美君） 総務常任委員会委員長の太田正美です。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会規則第110条の規定により報告いたします。

審査日時、平成25年9月11、12、13日の3日間。審査場所、庄内庁舎第6会議室。出席者、担当課、書記は表記のとおりであります。

事件番号、認定第1号平成24年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について。

経過及び理由、平成24年度由布市一般会計の歳入歳出決算について、一般会計の主な財政指標として、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、前年度の90.9%よりも0.3%改善され、90.6%となりました。これは前年度に対して、人件費、補助費等が減額となり、分子の経常経費充当一般財源額が減ったためです。

自治体の財政力の強弱を示す財政力指数は、1に近いほど強いものとされていますが、前年度の0.485よりも0.016ポイント下げて0.469となっています。基準財政収入額の減と基準財政需要額の増によるものです。

各会計の決算書の実質収支は、全て会計で実質収支額は黒字となっています。

一般会計の歳入で、市税は、前年度に比べ3,507万円の減、固定資産税の評価がえによる9,380万6,000円の減、豪雨被害と経済情勢等による入湯税の410万7,000円の減などです。一方、市民税の個人分は、年少扶養控除廃止による影響で6,487万7,000円の増額、軽自動車税、市たばこ税も微増となっています。

委員から、市税は歳入の根幹をなすものであり、収納率が改善した取り組みを評価するとともに、引き続き市民の納税意識の向上に努め、公平・公正な収納対策を講じるよう意見がなされています。

地方交付税の8,794万5,000円の増は、普通交付税が7,735万8,000円、特別交付税が1,058万7,000円の増になったことによるものです。

国庫支出金は1億1,861万7,000円の減額。総務費国庫補助金1億1,961万5,000円と、土木費国庫補助金が8,520万4,000円の減額です。一方、民生費国庫負担金が5,073万4,000円、民生費国庫補助金が1,630万3,000円、教育費国庫補助金が1,694万6,000円のそれぞれ増額となっています。

県支出金は7,630万円の減額です。民生費補助金が2,351万1,000円、労働費県補助金が7,355万9,000円、農林水産業費県補助金が2,010万8,000円、災害復旧費県補助金が2,466万6,000円、それぞれ減となりました。民生費県負担金が、障害者自立支援給付費等で5,807万6,000円の増額となっています。

財産収入は、2,444万7,000円の減額、不動産売り払い収入の減によるものです。

諸収入は6,514万1,000円の増額。雑入、過年度収入の防衛交付金等の増によるものです。

市債は1億468万円の減額。総務債、土木債、教育債の減によるものです。

以上、歳入総額は170億2,238万9,000円となりました。前年度に比べ3億7,937万4,000円、率にして2.2%の減となっています。

次に、当委員会に係る歳出について、総務費は1億4,565万8,000円の減額となっています。要因は、一般管理費の職員給与等の減、財産管理費の国民宿舎解体等事業費の減、電子計算費の地域情報基盤整備事業等の減、賦課費の電子計算費の固定資産評価システム支援業務等の減などです。

公債費は4,699万9,000円の増額。合併特例債、償還金等の増によるものです。

諸支出金は1億7,816万8,000円の減額。財政調整基金積立金の減が主な要因です。

歳出全般では、歳出総額160億6,768万1,000円、前年度に比べ5億9,788万4,000円、率にして3.6%の減となっています。

以上のことから、一般会計については、歳入歳出の形式的収支額が9億5,470万8,000円、この額から翌年度に繰り越すべき財源の翌年度繰越金1億3,268万6,000円を差し引いて、実質収支額は8億2,202万2,000円となっています。

決算書を含む諸表の数値についての訂正が多くありました。とりわけ事務事業事後評価表について、前年度以前の実績値に訂正が多く見られたことは信じがたいミスであり、猛省を促すとともに原因究明・再発防止に努めるよう求めます。また、決算審査意見書で指摘された事項については、適切に是正・改善を行い、行財政運営に反映させることを求めます。

その他、関係各課から詳細な説明があり、それぞれの説明について委員より質疑や意見がなされました。委員長報告に記載されていない委員会審査における指摘事項については、十分留意し、今後の市政運営に反映されるよう要望します。

慎重審査の結果、賛成多数で原案認定すべきと決定しました。

次に、諮問第6号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

経過及び理由、本案は、現在人権擁護委員である大島喜久枝氏が、平成25年12月31日をもって任期満了になることから、引き続き委員をお願いするため、人権擁護委員法第6条第3項

の規定により、委員の再任について議会の意見を求めるものです。

大島氏は、人格識見が高く、地域の実情に通じており、人権擁護について深い理解のある委員です。

慎重審査の結果、賛成多数で適任と答申すべきと決定しました。

議案第51号由布市過疎地域自立促進計画の変更について。

経過及び理由、本案は、由布市過疎地域自立促進計画の交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進に係る市町村道路の事業計画について、市道2路線を追加するもので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、議会の議決を求めるものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

次に、議案第52号由布市税条例の一部改正について。

経過及び理由、今回の条例改正は、地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）が3月30日に公布され、地方税施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第173条）及び地方税施行規則の一部を改正する省令（平成25年総務省令第66号）が、平成25年6月12日にそれぞれ公布されたことに伴う一部改正です。

内容は、個人投資家が税負担に左右されずに金融商品を選択できるよう、公社債等の利子、譲渡損益に対する課税と上場株式等の配当・譲渡損益に対する課税が一体化されることに伴い、これらの金融所得に対する個人市民税の課税方法が改正されています。また、公的年金からの特別徴収制度の徴収額の算定方法及び市町村外転出時における特別徴収が継続されたことに伴う改正です。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

次に、議案第56号由布市火災予防条例の一部改正について。

経過及び理由、本案は、建築基準法の改正により、消防法施行令が改正されたことに伴う条例の一部改正です。

内容は、消防法施行令第37条の消防の用に供する機械器具等の検定品目の見直しが行われたことから、施行令に準拠する条例の一部を改めるものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

議案第57号平成25年度由布市一般会計補正予算（第2号）。

経過及び理由、当委員会に係る歳入の主なものについて、11款地方交付税は、普通交付税の算定が終わり、額の確定による補正です。確定額は、前年度より1,222万円の減の52億5,730万1,000円です。

19款繰入金1節他会計繰入金は、前年度の精算に伴う他会計からの繰入金です。2節の基金繰入金は、普通交付税、繰越金などの額の確定により歳入超過となったことから、当初予算で措

置した財政調整基金繰入金の全額を減額しています。

20款繰越金は、確定によるもので、補正額2億1,002万1,000円、計4億1,002万1,000円です。

歳出の主なものは、2款総務費1項総務管理費5目財産管理費の庁舎建設事業5,102万3,000円は、駐車場用地購入費です。湯布院庁舎等管理事業69万9,000円は、庁舎浄化槽ブロワー等の修繕費です。普通財産管理事業は、廃止済みの市道、里道売り払い収入に伴う財源変更です。入会地分収交付金事業13万4,000円は、岳本川砂防事業に伴う用地売却の地元交付金です。

6目企画費のコミュニティバス運行事業103万7,000円は、ユーバス停留所標識の45カ所の取りかえです。

9目地域振興費、地域づくり推進事業では、電源立地対策交付金事業を計上しています。委員から、小型動力ポンプの購入に当たっては、装備品の統一が図られるよう意見がなされました。防衛交付金事業は、当初予算で計上していた若杉複合施設整備の温泉掘削工事費を、事業申請の関係から温泉源掘削調査委託費に組み替えるものです。湯布院コミュニティー施設管理事業では、県から払い下げを受ける狭霧台の、12月から翌年3月までの4カ月分の売店運営費を計上しています。財源の「その他」は売店の収入です。

10目諸費、防犯体制確立事業64万3,000円は、花の木商店街設置の防犯カメラ設置補助金です。国の補助事業に係る地元負担の3分の2を助成するものです。

9款消防費、常備消防費、消防庁舎建設事業の委託料64万4,000円は、建設予定地の測量、鑑定及び登記経費です。

非常備消防費、非常備消防活動推進事業141万3,000円は、3自治区への消防備品購入補助金です。

災害対策費、災害対策環境整備事業55万円は、防災士養成経費で50人分を計上しています。また、県補助金を充てています。

13款諸支出金、基金費1,863万5,000円は、財政調整基金積立金です。歳入の繰り入れ戻しと合わせ、この補正予算ベースで現在高は31億6,100万円になります。

本案に反対意見として、国民健康保険特別会計の財源内訳で、一般財源を伴うことは納得できないとの意見もありました。

付託案件ではありませんが、マスコミ報道された入札のあり方について、委員から担当課に対して多くの質問や意見がなされました。今後とも適正で、公平・公正な入札を行うことと、市民に疑念を抱かれることのないように厳正な対応を求めました。

慎重審査の結果、賛成多数で原案可決すべきものと決定しました。

どうぞ御賛同のほど、よろしく願いいたします。

○議長（生野 征平君） 次に、教育民生常任委員長、小林華弥子さん。

○教育民生常任委員長（小林華弥子君） おはようございます。教育民生常任委員長の小林華弥子です。委員会の審査報告をいたします。

委員会審査報告書、本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告します。

審査日時、平成25年9月11、12、13日の3日間。場所、湯布院庁舎2階会議室。出席者は、教育民生常任委員全員です。担当課、書記はお手元に記載のとおりです。

認定第1号平成24年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について。

経過及び理由ですが、24年度決算において、本委員会に係る主なものの事業費は、お手元に記載のとおりですので、読み上げは省略させていただきます。

ただ、24年度決算全体において、当委員会に係る民生費としては、対前年度比で民生費が約2.9%の増、衛生費は7.2%の減、教育費は6.5%の減でした。予算規模が全体的に対前年度比で縮小傾向にある中でも、民生費の負担がふえているのが特徴で、予算全体に占める割合も民生費は33.3%と、大きなウエイトを占めています。

特別会計についての決算額の読み上げも省略をさせていただきます。

2ページ一番下、委員会で出された委員会意見について、主に報告をいたします。

委員会審査で出された主な意見として、小松寮の民営化については、今年度中に民営化検討委員会を立ち上げ、方向性を出したいとの報告がありました。民営化の検討に当たっては、家族の方々の御意見や要望を丁寧に聞き、直営で行ってきたメリット・デメリットを含め、現課からの声を検討委員会に反映させられるよう望みます。

給食センターについては、地産地消・地買地消と食育につながる取り組みがなかなか進んでおらず、これは給食センターだけで行うのではなく、農政課や商工観光課と連携した体制づくりが必須かと思われます。

教育と福祉の連携については、特に発達障がいの子どもの幼児期から学童期に移行する際に、周りのサポート体制や連携が途切れてしまうことがあります。由布市では、「子ども子育て家庭教育支援会議」を関係する5課で立ち上げ、連携を図るとのことでした。今後は、5歳児健診の実施や、平成19年度に立ち上げた「ゆふっ子ネットワーク」を活用するなど対応の充実を求めます。

監査意見書でも指摘されていましたが、保育料の滞納が問題になっています。悪質滞納者には、通告書を発送するなどの措置を講じたものの、効果が上がっていない様子です。他課との連携や一体徴収、また保育園との協力による徴収体制の見直しなど、積極的な取り組みが求められます。

介護については、今後の超高齢化社会を見据え、由布市としては施設介護だけではなく、在宅介護の環境整備が必須です。在宅介護する家族や介護者への手当や補助の充実、サポート体制の充実などに積極的に取り組む必要があります。また、要介護度の認定については、御家族の理解や納得を得ていくため、さらに丁寧で親身になった対応がとられるよう指導を求めます。

また、各課において人員不足による現場での職員の負担が大きくなっている様子が見えましました。特に、専門性が求められる現場では、マンパワー不足に苦勞している様子でした。保健師や保育士、社会教育主事などの専門的な資格を有した職員を増員するため、有資格者の積極的な採用に加え、職員の資格取得を推進するなどし、専門職員の充実を求めます。

国民健康保険特別会計では、健康診断の受診率の高さは誇るべきものがあり、担当課の努力が見えまします。今後は、各地区において「見える化事業」を実施していくなど、地道な取り組みを続け、引き続き市民の意識啓発に努められるよう期待します。

このほか、当委員会の関係部分について各課より詳細な説明があり、委員からはる質疑や意見が出されました。委員会が出された意見等については真摯に受けとめられ、今後の施策執行において前向きな対応を求めます。

慎重審査の結果、全員一致で原案を認定すべきと決定しました。

次に、議案第53号由布市国民健康保険税条例の一部改正について。

経過及び理由ですが、平成25年法律第3号による地方税法、平成25年政令第173号による地方税法施行令及び平成25年総務省令第66号による地方税法施行規則の改正に伴い、条例の改正を行うものです。条例の施行は、平成29年1月1日からです。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定しました。

続きまして、議案第54号由布市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について。

経過及び理由、平成25年法律第72号による配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正に伴い、条例の改正を行うもので、条文中の法律名に「被害者の保護等に関する法律」の「等」の1文字を加える改正です。条例の施行は、平成26年1月3日からです。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定しました。

続きまして、議案第57号平成25年度由布市一般会計補正予算（第2号）。

経過及び理由ですが、本補正予算に係る当委員会に関する主な事業費は、お手元に記載のとおりですので、読み上げは省略させていただきます。

委員会審査の中で出た主な意見を報告いたします。

委員会審査で出された主な意見として、湯布院中学校のエレベーター保守点検業務委託料については、新築後の保守点検無料期間が2カ月しかないとのことであるが、常識的に考えても短過ぎます。せめて新設置後半年間ほどは、業者責任において無料保守点検するよう交渉されたい。

総合型地域スポーツクラブ自立支援事業補助金の削減については、t o t oからの助成金の削減によるものですが、助成金が減らされると実質的な活動を縮小しなければならないという現状で、今後5年間の助成金交付が終了した後にも持続的に活動を継続させていけるよう、運営の仕組みや体制を考えていく必要があると思われま

す。また、学校現場では旧式のパソコンが使われており、ソフトの更新に対応できない状況になりつつあります。しかし、大量のパソコンの買いかえは多額の費用負担がかかります。年度ごとに少しずつパソコンを順次更新していくよう、計画的な取り組みが必要です。

また、はさま未来館や健康温泉館、B&G海洋センターなど、各施設の修繕費が目立ってきています。それぞれ施設の老朽化に合わせて年次計画を立て、計画的な修繕をしていくよう求めま

す。慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定しました。

なお、一般会計補正予算については、前回の定例議会の委員長報告の際に、前回の補正で、城ヶ原のゲートボール場を整備する予算が補正で上がっていましたが、そのときに当委員会としては、指定管理者の責任体制が不明確なことから予算執行を凍結すべしと意見を付して報告をいたしました。その後、委員会のほうで審査をしておりましたら担当者から報告があり、指定管理者である「ゆふのA I」とそれからゲートボール協会庄内支部との間で、話し合いと協議がなされ、整備後の管理運営体制について、明確な責任体制が確認できたという報告があり、予算が執行されたということを委員会として報告を受けましたので、ここで報告をしておきます。

続きまして、議案第58号平成25年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

経過及び理由、本補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,851万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ43億9,240万5,000円とするものです。

歳入の主なものは、13款2項1目基金繰入金については、24年度決算に伴い、歳入総額に対する歳出総額の不足分を減額調整するもの。14款1項1目療養給付費交付金繰越金については、24年度決算における退職者医療療養給付費交付金の決定に伴う返還金などです。

歳出の主なものは、3款1項2目後期高齢者関係事務費拠出金、4款1項1目前期高齢者納付金、2目前期高齢者関係事務費拠出金の19節負担金については、それぞれ25年度分の額の決定に伴う不足分を増額計上するもの。9款1項1目25節積立金については、24年度の決算剰余金を国民健康保険基金に積み立てるものなどです。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定しました。

議案第59号平成25年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）。

経過及び理由、本補正予算は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1億2,873万8,000円

を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ39億6,841万9,000円とするものです。

今回の補正予算は、現時点における保険給付費等の年間必要額を推計の結果、約1億2,870万円の歳出増が見込まれるため増額計上するもの。この歳出増により不足する財源については、介護給付費準備基金の取り崩しで補われるものです。

歳入では、24年度決算に伴う繰越金の増額と、国庫、県費、支払基金等をそれぞれ負担割合に応じて増額補正するものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定しました。

議案第60号平成25年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

本補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ322万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億1,162万9,000円とするものです。

歳入の主なものでは、1款1項1目特別徴収保険料と、2目普通徴収保険料については、前年度を含む実績を勘案し、予算の調整を行うものです。4款1項1目繰越金については、平成24年度決算に伴う剰余金を繰り越すものです。

歳出では、1款2項1目徴収費で保険料収納対策事業に伴う新規雇用の嘱託職員の、10月から3月までの6カ月分の人件費として賃金91万4,000円の増額補正。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金19節負担金については、出納整理期間に納付があった平成24年度分の保険料を増額計上するものなどです。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定しました。

議案第62号平成25年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）。

経過及び理由、本補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ307万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,202万9,000円とするものです。

歳入は、繰越金の増額。歳出では、一般会計からの繰入金の調整のほか、15節工事請負費については、早急に改修する必要がある女性浴室の天井改修工事費90万円の増額補正などです。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定しました。

よろしく御賛同くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（生野 征平君） 次に、産業建設常任委員長、佐藤友信君。

○産業建設常任委員長（佐藤 友信君） 産業建設常任委員長の佐藤です。

それでは、審査報告をいたします。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告します。

日時、場所、出席者、担当課、書記は記載のとおりです。

認定第1号平成24年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について。

まず、一般会計から。

当委員会に係る歳入歳出は記載のとおりです。当委員会の意見から読み上げます。

農林水産業費の農業委員会費では、農業委員の報酬が県内でも低い水準であり、欠員が出ている要因にもなっているのではないかとの意見があった。報酬額の引き上げ等を研究・検討するよう求めた。

同じく、畜産業費において、当委員会は、由布市しろやま畜産検査場へ現地視察を行った。現地では、駐車場用地面積の不足や水道の未整備を確認し、行事開催時の不便が予想される。駐車場用地確保や水道の整備について、検討を求めた。

商工費の由布市商工会プレミアム付きお買い物券、また滞在型・循環型温泉地促進事業については、商品券の販売目標に近い実績であり、成果があったと考えられる。

土木費では、築何十年もたった耐震強度の乏しい市営住宅について、新たな入居措置は行わず、入居者がいる場合は、耐震強度が乏しい旨をお知らせし、空き室の住宅は順次取り壊していくとの報告を受けた。

同じく、料金の滞納について、高額滞納者を対象として集中的に徴収業務に取り組むなど、引き続きの努力を求めた。

次に、簡易水道事業特別会計。

平成24年度由布市簡易水道事業特別会計の歳入総額は2億7,639万9,807円、歳出総額は2億7,473万6,288円、実質収支額は166万3,519円であった。

歳入は、主に新規市債の発行により21.4%増加。

収納率は、現年度分98%、滞納繰越分23%。

年間有収率は、庄内が63.9%、湯布院が64.8%と依然として低い。特に、湯平簡易水道は52.3%と最も低く、委員会では現地調査を行った。水道管の露出箇所や石畳の下に水道管が埋設されている箇所を確認し、漏水対策の難航さが予想される。有収率の低迷は、収益につながらず経営に悪影響を及ぼすため、老朽管更新を計画的に実施するなどして、有収率向上に引き続き努力されたい。

歳出は、庄内簡易水道の電気計装設備更新に係る工事請負費の増により、21.7%増加。

次に、農業集落排水特別会計。

平成24年度由布市農業集落排水事業特別会計の歳入総額は9,964万7,080円、歳出総額は9,757万5,310円、実質収支額は207万1,770円である。

歳入歳出とも、市債の借りがえに伴う減。

環境課から、農業集落排水施設における汚水流入量について報告があった。東長宝においては、

これまで計画最大汚水量を誤って268立方メートルと低く設定していたため、正しい327立方メートルとし直したところ、ほぼ平均並みの数値となっている。三船においては、流量計の設置場所が本来の設置場所である流入部分にはないため、実際と異なる測定結果が出ている可能性がある。今後、流量計の設置場所を変更する予定。来鉢も含めた3カ所とも、流量計の点検もしくは交換をする計画で、雨天時は宅地内の汚水ますをあけないよう指導するとのことであった。原因調査が進んでいることを一歩前進と捉え、さらなる調査、研究を呼びかけた。

以上、3会計について、慎重審査の結果、全員一致で原案認定すべきものと決定した。

認定第2号平成24年度由布市水道事業会計収支決算の認定について。

収益的収入及び支出は、税抜きで水道事業収益が4億7,462万6,111円、水道事業費用が4億9,503万5,774円となっており、純損失2,041万円の赤字決算となった。給水原価と供給単価の差は1立方メートル当たり22.74円マイナスとなっており、経営に深刻な影響を及ぼすため、喫緊の対策を求める。

収納率については、0.4ポイント上昇して80.3%となっている。有収率は72.2%と県内では下位に位置している。原因は漏水と考えられることから、早急に調査を実施し、計画的に老朽管の更新を行うよう求めた。

次に、資本的収入及び支出では、資本的収入3億996万6,700円、資本的支出5億807万9,778円となっており、1億9,811万3,078円の不足額が生じた。不足額については、建設改良積立金800万円、減債積立金1,950万円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,161万4,230円、過年度損益勘定留保資金1億5,899万8,848円で補填している。

委員会からは、減債積立金の年度末残高がなく、建設改良積立金の2,200万円のみとなっていることから、財源確保について注視していくとした。

慎重審査の結果、全員一致で原案認定すべきものと決定した。

議案第55号由布市景観条例の一部改正について。

由布院盆地景観計画を策定する上で、さまざまな制限や手続を行う際に、届け出を必要とする行為等を定める必要があるため、条例の一部を改正するもの。施行予定期日は平成25年12月1日としている。

将来的には、由布市全域を対象とした計画策定を予定しているようだが、各地域での景観計画がそれぞれ必要かどうか、事前に調査をすることが必要という意見があった。また、変更命令の対象となる行為を定めていないため、違反行為のないよう事前の指導徹底を求めた。

慎重に審査した結果、全員一致で原案可決すべきものと決定した。

議案第57号平成25年度由布市一般会計補正予算（第2号）。

当委員会に係る歳入歳出は、記載のとおりです。

委員会の意見として、農林水産業費の森林整備支援事業で、由布市緑の募金事業補助金が森ネットおおいたから交付され、これを、しりやま畜産検査場の周囲に植栽する資金に充てる予定と報告があった。植栽後の木の管理について心配する声や、植栽ではなくフェンス等に変更できないかとの意見があった。

商工費の先進地調査研修に係る観光協会補助金は、視察先を長野県及び長崎県の予定としている。由布市観光協会のさらなる連携強化に努められ、由布市の観光振興に生かせる十分な調査を行うよう求めた。

同じく、ななつ星おもてなし事業については、由布市への再訪や全国への情報発信など総合的な効果が得られるものである。毎週火曜日、由布院駅アートホールにて30分間の神楽演舞を行い、乗客を出迎える予定とのこと。また、JR九州が、市報にクルーズトレインを見かけた際は手振りと呼びかける記事の掲載ほか、博多駅などでのポスター掲示や新聞各紙でも広報しているとの報告を受けた。

慎重に審査した結果、全員一致で原案可決すべきものと決定した。

議案第61号平成25年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。

歳入歳出にそれぞれ337万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,478万3,000円とするもの。

歳入は、24年度繰越調定額の確定による増額。

歳出は、基金積立金及び施設維持管理事業の修繕費が主なもの。

慎重に審査した結果、全員一致で原案可決すべきものと決定した。

よろしく願いいたします。

○議長（生野 征平君） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。再開は11時15分とします。

午前11時02分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（生野 征平君） 再開します。

これより審議に入りますが、議案についても委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する疑義にとどめることを再度お願いを申し上げます。

まず、日程第2、認定第1号平成24年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 認定第1号一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定については反対であります。

当然、予算の段階で幾つかの理由を上げて反対したわけですから。

1つは、会期日程がこんなに短いというのが理由です。

通常、決算の場合は、ほかのところを見てもわかるように1週間余分に会期をとるようにしています。せめてそれができないのなら、当初予算書あるいは決算書類そのものを、挟間の場合は一般議案とは別に少し前に、10日前やったかな、出してもらってたんですけども、せめて1週間前に、だから開会日より2週間前には、そういう資料は議員の手元に届くようにしてほしいと思います。

県議会なんかは、いわゆる査定段階でずっと議員に公開しているようですから、それ、できないことではないというふうに私は思います。

2つ目は、今回そういう理由で決算書をつぶさに見ることはできなかったんですけども、事務事業事後評価表というのをチェックしました。もう委員長報告にもあるように、過去の実績数値を変えたり、基準を変えたり、積算根拠の委託費とか、負担金とかいろいろ言っていましたけども、そういう基準が変わって評価が全然違う評価の仕方をするとかいうことがあらわれて、そういうことが非常に評価としてはどうなのかと。

評価表自体が、今年度気がついたのは、対象年度、いつから継続事業になっているかというその年度表記もされてないんです。去年まではそれがあったのに、それが無いということで、要するに新規か継続かというチェック項目だけあって、いつから継続事業なのかというのが記載がないなど。その評価表を評価することがまず、やらなきゃいかんような、そういうふうになっているんです。

至急にそれは対応して、きちっとしたものを、順次そういうふうにしてるんだと思いますけども、去年よりも悪くなっているところもあるということで、指摘しておきたいと思います。

最大の決算で、理由は同和予算です。2億円の焦げつき、私、委員会でも言いましたけども、議会に出るきっかけとなったのは、この解放同盟が私の部落で多くの青年がこれに組織されて、役場の水道課の車ですか、スピーカーのついたあれに「挟間町役場」と書いてあるところに荊冠旗のポスターを張りつけて、そして役場のガソリン代を自由に使えるチケットですか、あれを持って乗り回して、事務所も生田原団地の奥の一角を事務所にして、当時、書記長うちの部落から出てました。委員長も。そして、役場に出勤しないのに、社会教育指導員として毎月21日には給料をもらいに来るといような状況で。

当時、いろいろな金が使われてました。個人施策もそうなんですけども、懸案提出金やトラクター、コンバイン等の購入やハウスの建設等、それぞれの申請書類を書いたのは全部、役場の職員なんです。 「はい、これをしてくれ、あれをしてくれ」ということで、その結果が、今日、由布市の中で残っている住宅新築資金貸付の金です。ちょうど私が出たときにその条例ができました。それをやろう、やろうと言って組織も騒いでましたけども、挾間町では1件もそれを回収させることなく終わらせることができました。

残念ながら、庄内町や湯布院では、見てわかるように2億円の焦げつきというのはひどいですね。それがともすると、これまでの人権同和対策課長の言葉によると、「もういいかげん、時効で全部削除したい」と、「不能欠損で落としたい」というようなこと平気で言うんです。こんな恥の上塗りとか、ごね得を許すようなことを行政がやるということは許されないんですけども、庄内町だけは完済して、これが心残りであります。

肝心の人権同和対策課には、有能な幹部職員2人を配置して、1,500万円から2,000万円の給料を払いながら、ほとんどする仕事はありません。総務課の人権係、あるいは教育委員会の中の人権啓発担当で十分こなせる仕事です。

さらに、特別会計の繰り入れで、厳しい指摘を監査委員からもされておりますけども、繰り入れなしではやっていけないのがいろいろあります。私はいつも国民健康保険特別会計のことを言うんですけども、私が入った34年前は、議員になった当時は、医療費の50%、保険給付費の7割が国の負担でした。要するに、七七、四十九、3割自己負担ですから49%、当時でも50%近くは国の負担金でしたが、今では24%ですか、二十数%です。一体それをどこが補填するのかということで、いろいろなやりくりをしながら、基金や支払基金やいろいろなものを構成されていますけども、肝心の県や市がほとんど出すようになっていないんです、それが基準外になってるんです。そこは介護保険や後期高齢者は、その50%の中で国が減らしている部分もありますけども、県や市の負担分を定めている部分もある。そういうことで、非常に国保に対しては、国の負担金を減らしたことが根本的な原因であるにもかかわらず、それに対する市からの応分の負担をするというのは私は当然だというふうに思います。

とりわけ、例を出しましたけれども、他市では、徴収未収額で累計になっている収入未済額を市が補填すると、それを保険加入者に全部かぶさるようになるのが普通なんですけども、それを市が面倒見ると。そして、滞納繰り越しで徴収できた分は翌年度その分を控除するというような、いろんなやり方をとっています。

したがって、基準の定め方をやはりはっきりさせてほしいと、一概に基準外だといってやると、健康温泉館などはほとんどが繰り出して運営せざるを得ないような状況なんで、どうなのかと。

国保の運営委員会の中で、国保に換算したらこのくらいの効果がありますよというような数値

も出されたことがありました。そういうことを考慮しながら、新たな構築をしていってほしいというふうに思います。

ちなみに、社会保障と税の一体改革と言いながら、社会保障面ではそれぞれ見てわかるとおり、年金も下げ、医療の負担も71歳からお年寄りでは1割から2割に自己負担がふえるとか、どれをとっても社会保障では随分後退しています。

とりわけ生活保護に、今度基準がああいうふうになって全国でも一斉抗議が上がってますけども、それがいろんなところにしわ寄せすると、そしてきょうの合同新聞見られたと思いますけども、この増税を機に、二千何百万の人には1万円交付するけども、企業減税を指示したというんです、安倍首相は麻生総理に。麻生総理は、「そんなことしたら税収がない」とか、ちょろっと言ってましたけど、本当はそれが目的なんです、消費税の目的は。そういうことでいえば、もっとも国に対して文句言うけども、自分たちも市民を守るために応分の負担をするということをやってほしいというふうに思います。

総じて、各特別会計への繰入金を元締めである一般会計も含めて、この認定については、そういう部分が十分考慮されていないということで反対といたします。

以上です。

○議長（生野 征平君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これより認定第1号を採決します。本案に対する委員長報告は認定です。本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立18名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、日程第3、認定第2号平成24年度由布市水道事業会計収支決算の認定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 委員長は、監査委員のいわゆる漏水の指摘、厳しい指摘を委員会の中で議論されたようなんですけども、私、一般質問で取り上げて、緊急にこれ、やらなければならないし、一般会計からでも繰り入れて、そんな長期間かけて更新をするんじゃなくて、短期にこれを解決するような方向をとるべきじゃないかというような指摘をしたんですけども、委員会としては、当局にどのような対応を求めたのか、その辺を教えてくださいたいんですが。

○議長（生野 征平君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤 友信君） 議員がおっしゃったように、監査委員の指摘により、すぐこの件に関しましては討論をいたしました。担当課からお聞きした話では、漏水箇所の調査が非常に難しいということなんです。私も漏水箇所、僕の家付近なんですけど、二、三時間一緒に

夜中にやったことがあります。小さい音を聞き分けて水の漏れているのを探すのは、本当に困難な仕事です。車でも走れば、すぐその音が聞こえなくなるというような状態で、本当に漏水箇所は大変だと思っています。

委員会で話し合ったのは、管の古いところを計画的に交換をしていきませんかという話をしました。担当課といたしまして、埋設をやりかえるにしても、今ある管の横に新しく掘って新設みたいにしていくわけですが、水はとめられないし、交通量もあるし、幅員も狭いということで、かなりこれは大変難しい仕事だと私も思っておりますし、委員会でもみんなそのように感じたんではないかと思っております。

でも、有収率を上げなきゃならないし、しなきゃいけないし、お金はかかるしということで、委員会としては最終的な結論は出てません。ただ、努力するよという話し合いで終わっております。

以上です。

○議長（生野 征平君） ほかに質疑はありませんか。太田正美君。

○議員（14番 太田 正美君） 委員長報告に、今おっしゃられた計画的な老朽管の更新ということをお求めている。その一方で、また年度末の基金残高がなく、積立金残高がもうゼロになっているということで、財源確保についてのその辺のバランスを委員会としてはどのように話し合われたのか。

更新はしなきゃいけないけど、お金はないというような、委員会の中であつたんだと思うんですが、今後通じて、どういうふうな方向性なりを委員会として出そうとされたのかお聞きします。

○議長（生野 征平君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤 友信君） お答えします。

監査意見書の中にもあると思うんですけど、水道料の件です。大分県下でもかなり低い水準で、由布市の水道料金が低いわけです。それで、財源確保については、水道料金を上げませんかというのを委員に私が投げかけました。これに対して、湯布院の議員さんから非常に抵抗がありまして、至極寂しいことだなと私自身思っております。

由布市になったんだから、由布市民としてお互いに挟間とか湯布院とか言わないで、水道に関してはみんなでやりましょうという考えに早くなってほしいと、僕は湯布院の議員さんに特にここで言いたいです。

財源確保というのは、僕はその事業はその事業の中で行うべきだと思っておりますので、まず一般会計からの繰り入れと言うよりは、水道料金の見直しが第一だと思っておりますし、監査委員にもそういう指摘が欲しかったと一言、申し添えときます。

以上です。

○議長（生野 征平君） 太田正美君。

○議員（14番 太田 正美君） 喫緊の課題として、老朽管の更新ということはあると思うんです。そうするとやはり、監査委員も言われているように一般財源からの充当をして、計画的にその計画をつくらないと、水道料金の値上げを待っていたんでは、私は事業が進まないのではないかと思うんですが、その辺をもう少し深く、湯布院の水道料金を上げるのはだめだと言うんじゃないかと、由布市全体としてどういうふうに取り組むかという検討はされてないんでしょうか。

○議長（生野 征平君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤 友信君） これ一議員なんですけど、湯布院の場合、防衛予算が当てはまるんじゃないかというような話も出ました。それで、担当部長も聞いてみるという返事はいただきました。

一般財源をすぐつぎ込むという話はしておりません。

○議長（生野 征平君） ほかにありませんか。西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 根本的な、今の老朽管が、把握しているだけでもかなりわかっていると思うんですが、挾間でいうと、旧挾間の区域内、旧簡易水道で供給していた年数もかなりたっているんで。そういう概算で、それぞれ当局のほうがどのくらいの見積もりをしてるか等、そういうのはないんですか。

○議長（生野 征平君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤 友信君） そこまで踏み込んだ話はしていません。

ただ、昭和四、五十年ですか、30年から50年ぐらいに使われたビニールパイプ等が質がよくないという説明はいただきました。金額が幾らぐらい更新したらかかるというような数字はいただけてません。

○議長（生野 征平君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これから討論を行います。討論はありませんか。西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 後ろに傍聴に来られた方が、漏水5,000万円というのを市民に知らせた直後に、監査委員から簡易水道も含めて、これを単価で計算すれば2億7,000万円だという指摘を受けて、傍聴席からどよめきが起こったぐらいですけども、そういう点からいえば、今年度でそのくらいの垂れ流しなんです。過去を振り返ってみたら大変な金額なんです。それに対する手当をどういうふうにするかちゅうのが今のような緊迫感では、私はちょっと重大だというふうに思います。少なくとも、市長からその直後、こういう指示をされたぐらいの話があつてしかるべきなのに、それらについてほとんど何もないというのが、委員会の審議の様子で汲み取れます。

ましてや、この財源を水道料の値上げで云々かんぬんという話だと、一体何をしているんだというふうになるので、私は、ここはちょっと気を引き締めてきちっと、選挙で忙しい中ではありますけども、適切な指示をして対応策をきちっととらせると。短期と言いましたけども、中期も含めて根本的な原因解決は、少なくともこのパーセントぐらいは至急戻してほしいという監査委員の指摘なんですよ。

それを重く受けとめて、対応を協議していただきたい、そういう点でいえば、私は、当局、受けとめ方あるいは委員会の審議の様子も含めて、これは認定も認めるわけにはいかないと。もし決算の中できちっとしたものが出来たら、少しは安心するんですけど、今のままでは重大な事態で、緊急性もありますし、これは非常事態だというふうに私は思います。

反対討論といたします。

○議長（生野 征平君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで討論を終わります。

これより認定第2号を採決します。本案に対する委員長報告は認定です。本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立17名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、日程第4、諮問第6号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 人権擁護委員として、不適格であるというふうに言いたいと思います。

実は、3年前の審議の中で、この人が学校の同和推進教員をやっていたかというふうに問うたときに、「それはやっていない」というふうに回答いただいたんです。今回尋ねたら、「湯布院に赴任してからはずっとやってました」と言うんですね。

こんな過去の経歴について、きちっと議員に伝えないということは、私はちょっと、実績の数値を平気で変えるぐらいですからそれは平気なんかもしれんけど、それはいかんて。やっぱりきちっと事実を議員に知らせて判断を求めるといふふうにしてほしいと思います。

もう同推教員は、過去、私るる言ってきました、誤った同和教育理論を学校で教えるし、同時に地域でもばらまいている。どういうことかと言えば、学校の教育の中では、教科書の中では、

部落差別そのものが誤りだったということで、部落民、差別部落などというのではないように教えてるんです。ところが、実際は今言ったことが現実にあると、今でもあると。部落民もいるし、そういう被差別部落もあるというようなことを前提にしているものが、この同和推進教員を使って部落解放同盟が進めている解放教育理論です。

先ほどもちらっと触れましたけども、私が議員になる前、先ほどの例は51年の1976年の事件です。県下一斉に起こった事件なんですけども、その前の年に町長選挙があって、そのときに青年団を首になったんですけども、首になった青年団ほとんどが解放同盟員で、もちろん朴木・時松という一定の地域の青年団なんですけども、彼らが支給してもらった服を着て、役場に集合して暴力行為を働いたことは、皆さんもかすかに覚えているというふうに思います。そういうことをやらせないためにやったんですけども、その根拠になったのが解放教育理論です。

差別を受けた者にしか、その差別の痛みはわからないという、皆さんに共感を許さない、部落民絶対論なんです。これによって、それ以外の人と言われている人たちを物を言えなくするという……。

○議長（生野 征平君） 西郡議員。人権擁護推進委員の件ですから、それないように質問をお願いします。

○議員（12番 西郡 均君） その理論を、推進しましたのが同和推進教員ということで、地域においては狭山裁判の闘争を教育で持ち込んだり、いろんな誤った教育を持ち込んでいる人たちでした。

不幸にも、同和推進教員を経験したことない市長も、部落解放同盟や同和会に対しては毅然とした態度をとれていないんです、今日まで。教育長は、同推もやっているし、教育長としてそういう誤った教育理論にはきちっとした対応をしていなかったんで、挟間のときには随分言いました。挟間の合併前については、ほとんど人権・同和という用語はなくなっていたんです。にもかかわらず、この由布市においてはそれが復活して、この団体を使っている人たちもいまだに闊歩しています、由布市内で。

だから、そういう点でいえば、その一翼を担った同和推進教員を経験している、刷り込まれている人は人権擁護委員としては不適格だと私は考えます。

○議長（生野 征平君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで討論を終わります。

これより諮問第6号を採決します。本案に対する委員長報告は適任と答申です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立18名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第51号由布市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これより議案第51号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立18名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第52号由布市税条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。

これより議案第52号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第53号由布市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。

これより議案第53号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第54号由布市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。

これより議案第54号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第55号由布市景観条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。

これより議案第55号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第56号由布市火災予防条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。

これより議案第56号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第57号平成25年度由布市一般会計補正予算（第2号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 議会報に議員全員の賛否が出ますので、反対する限りは意見を述べたいと思います。

総務費の庁舎建築費用、駐車場買収用地が計上されていることについて、まだ本庁舎方式についての十分な住民の理解が得られてないうちから、事業予算を組むことには反対をいたしまして、この補正予算に反対いたします。

以上です。

○議長（生野 征平君） ほかに討論はありませんか、高橋義孝君。

○議員（7番 高橋 義孝君） 7番、高橋です。ただいま議題になってます補正予算について反対の立場から若干討論させていただきたいと思います。

反対の理由は、5目財産管理費庁舎建設事業5,102万3,000円です。今、同僚議員からも御指摘ありましたけれども、住民説明会が各地域回られて、その意見を反映しながら、随時、見直しを行っていくというふうなこれまでの御答弁もありました。けさの全協でも、議会からもこの庁舎の再編について建設については、要望書を出しておりますけど、いまだ検討中であるというふうな御回答もいただいております。

そういう中で、この予算がいきなり上がってくるということは、そういった住民説明会でありますとか、議会要望そういったことを実際しっかりと突き詰めた議論をしながら、分析、検討されたというふうな跡がやはり見られないということです。

実際、住民説明会などで、さまざまな意見が出てきてると思います。例えば、建設費のことですとか、組織の規模、役割ということでそういったことを見直せば、やはり無駄な予算をかけずに今の形を生かしながら、本庁舎方式に移行できるのではないかとというふうに考えてます。例えば、私も聞いた意見ですけれども、一律に1カ所に集めるのではなく、地域の特性を生かして再編されたらどうですかという意見を聞きました。

それで、例えば、文化交流都市である挾間に教育委員会を持って来て、そこで教育の充実を図ったりすれば、もっと教育が振興ができるんじゃないとか、湯布院には観光課はやはりぜひ置いてほしいとか、そういった意味のいろんな意見を、やはりさまざまな意見を検討して、こうい

った駐車場用地敷地全体図をやはり俯瞰していくべきではないかなというふうに感じています。

それと加えて、先ほどから言いますように上水道の有収率の問題、あとは市営住宅の耐震の問題、挟間の上水道の取水口の問題、さまざまいろんな問題があります。やはりここは、経費をしっかりと節減しながら今ある施設を有効活用する、諸問題を解決した後にこういった全体像を示していくということがあるべき姿であるということを申し上げて、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（生野 征平君） ほかに討論はありませんか。溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 私も反対の立場から討論させていただきます。

今、二方の反対討論ございましたけれども、私も同様ですが、とりわけ計画を立案してそれを検討して、そしてきちんとした見取り図の上ののっとして、本来、予算が計上されるものだというふうに私は思っておりますが、今回のこの駐車場用地取得については、まだそこまで話が進んでいない、煮詰まっていない、議論もされていない、その段階での上程でございますので、私、まだ、この手順についての不可解な部分持ったまま、ここでこの補正予算を認めることはできないという立場での反対討論でございます。

○議長（生野 征平君） ほかに討論はありませんか。二ノ宮健治君。

○議員（5番 二ノ宮健治君） 由布市一般会計補正予算（第2号）について、賛成の立場で討論いたします。

各委員長からそれぞれの報告がありました。そのことについて、私は余り問題なかったんじゃないかというふうに思っています。このことが、本庁舎方式についての議論に今何か少し変わったように思います。そういうことで、私としては、本庁舎を昨年3月28日の日に市長が庄内町に置こうということを決めて、そして行政もいろんな説明しながら今、着々と準備を進めているんじゃないかと、そういう中での私は駐車場の予算だというぐあいに思っています。

このことを議論し出すと大変いろんなことがあるんですけど、この8年間を振り返ったときに、庁舎問題については、同じような、ずうっと話があります。まだ言えば、平成15年ぐらいから庁舎の問題については、話が始まったんですけど、なかなかそれぞれの3町のエゴの中で決まらなかった。そして、苦渋の選択の中で今の形をとりました。このままの形がずうっと永久に続けば、これはもう今のやり方でも私は全然、問題ないというふうに思ってますが、やはり、この10年間で世の中がどういうぐあい変わったかということをよく皆さん考えていただきたい。

一つは、有史以来、初めて日本が人口減少社会に突入いたしました。人口が減り出したんです。世界でたった3つの国だけしか減ってないんです。イタリア、ドイツ、日本だけなんです。あとは人口がふえてる。そして、もう一つは、やはり少子高齢化、特に私たち団塊の世代なんです、私たち団塊の世代はもう前期高齢者になりました。後10年たったときに、どういう由布市の世

の中が来るかということは、やはり皆さん想像していただきたい。

そのためには、やはり庁舎を一本化する中で、無駄を省きながらやらざるを得ないんじゃないかというぐあいには思っています。そういうことで、私いろんな意見があると思うんですけど、将来見越したときに早い時期に、そして市民の皆さんの意見を聞きながらやっていただきたい。

ちょうど私たち選挙の時期で恐らく市民の方からいろんな話を聞いているんじゃないかと思えます。そういう中で、ちょっと健ちゃんというようなことで、よく話かけを受けます。しかし、私がこう感じる段階では確かに挟間の人は挟間、湯布院の人は湯布院という意見もあるんですけど、やはり先ほど言ったような話をしていると、そうだな、やはり将来に早く一本化をしながらやっていかなきゃならないというようなことで、今、私は市が進めていることについて、着々と駐車場も確保しながらやっていただきたいというように思っています。

ただ、いつも言われてますように、地域振興局の問題とか、それからその後の利用の問題、そういうものについては、やはり十分議論していただきたい。それと、議会としても、やはりいろんな意見を積極的に述べなければならぬんじゃないか、私もやはり1年間、何も議会として余りしなかったということをし少し反省をしています。こういうことにつきましては、新しい議会の中でしっかり議論をして、そして、どういう建物、そしてどういう進め方が一番いいかということをやっていききたいというぐあいに考えてます。

庁舎の建設費の問題とか、いろいろあるんですけど、そういうことについては、きょう、ちょっと論外ですから話をしません。そういうことで庁舎に対する駐車場の件も含めて、今回の一般会計補正予算については賛成の討論といたします。

○議長（生野 征平君） ほかに討論はありませんか。瀏野けさ子さん。

○議員（13番 瀏野けさ子君） 13番、瀏野けさ子です。それでは、議案第57号平成25年度由布市一般会計補正予算（第2号）についての賛成の立場から討論させていただきます。

思い起こしていただきたいんですが、3月議会に本庁舎問題に関する予算が計上されました。そのことで、本当に今までかつてない賛成の立場、それから反対の立場、いろいろたくさんの方が討論をいたしました。そして、その結果、賛成多数ということで3月議会では予算が認められました。その中で私は、選挙があろうがなかろうが、これは私はそのときに賛成討論をさせていただいたときと全くぶれておりませんので、賛成討論をさせていただきたいと思えます。

総務委員会といたしましても、この件につきましては、先ほど委員長の報告がございましたけども、特に何もありませんでした。ただ、土地の買収はどうなっているのかと進捗状況をお聞きしたのと、それとなぜ今、計上しなければならないのかということとは、やはり農業委員会等にかかけたり大変時間を要します。そういう中もありますので、そういうもろもろの状況を考えたときに、9月は私は別に早過ぎるとは思いませんでしたし、妥当だというふうに思っております。

3月議会で本庁舎問題に対する予算がついたということで、これから新しく由布市の行政の基本が、根本が決まろうとしていた大事な3月議会だったと思います。その中で、この本庁舎問題に関連する予算は、これは必要なものだというふうに考えます。先ほどからお話ありますように、3町が合併しなければならなかったその目的は、今、二ノ宮議員が申したとおり、私もやっぱり一番大きな問題は少子高齢化社会が到来してくるということに、私も着目点を置いて、挾間町時代からいろんな思いはありましたけども、その方向性に妥当だというふうに踏んでまいりました。

最大の目的は、やはり財政の効率化であろうと思います。合併した当初は本当に基金も少なく大変でしたけども、本当に市民の方々にいろんな辛抱もしていただいたと思います。しかし、少しですけども整い始めたのではないかというふうに感じております。

また、私も市民相談が大変多いです。その中で、例えば、相談いただいた方にしっかりお答えを返すのにすごく暇がかかります、移動が。私が市民相談するぐらいですから、これ職員の会議とか、そういうものの行き来するには、相当の人数ともちろんガソリン等経費がかかると思います。説明会のときに聞いたんですけども、1年間に延べ人数で4,800人くらいが庁舎間を移動すると、1日20人くらいは絶えずしてる。

以前ある女性課長さんも、退職されましたけども、早く決めてほしいと、じゃないと中途半端で、帰って仕事もしたいけど、帰ったらやはり病気を抱えてる御両親とかいらっしゃったときには、早く帰らなければならないと、そうすると、すごく時間のロスがあって、もう本当に早く決めていただきたいというようなことも、現場の職員さんからも私聞いたことがあります。

やはり、今、いろんな形で8億円がどうとかって言われてますけども、それはさておいて、やはり効率化することによって、均衡ある発展をしなければならないというふうに思っておりますので、やはり何といても効率のよい政治が、行政が求められていると思いますので、私はいろんなことを考えたときに、それこそ何回も言いますが、選挙があろうがなかろうが、これは私は3月議会で述べたとおり変わることはありませんので、賛成の立場で討論させていただきます。

○議長（生野 征平君） ほかに討論ありませんか。西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 今の状況で、8億円以上使って庁舎を建設すること自体が最大の無駄遣いだということを指摘して反対討論とします。

○議長（生野 征平君） ほかに討論、長谷川建策君。

○議員（4番 長谷川建策君） 賛成の討論とします。私もぶれませんので、3月議会で賛成したとおり、今回の補正予算につきましては賛成の立場といたします。

以上です。

○議長（生野 征平君） 佐藤郁夫君。

○議員（9番 佐藤 郁夫君） 私も、この議案に対しましては賛成の立場で討論させていただきます。

ます。

もう時間ありませんので、端的に申し上げます。それぞれ皆さん言いましたように、合併した最大の目的は財政の効率化と、財政の立て直しなんです。いろんなその使い道、いろんなことあるんですが、要は合併した市町村に対しましては、手厚く国も保護してますしいみじくも今言われました8億円につきましても、実際は3割負担なれば2億数千万です。そういうことも市民の皆さんにわかっていただいて、これはやっぱり未来、子どもたちのためにも、早く私は解決して皆さんが本当、融和・協働・発展ではありませんが、みんなで、やはり心を一つにして発展していけるような、市をつくっていくためにも、すぐこういうことの予算をつけて前に進んでいってほしいと、そういうことで賛成討論といたします。

○議長（生野 征平君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで討論を終わります。

これより議案第57号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立14名〕

○議長（生野 征平君） 賛成多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第58号平成25年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありますか。西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 通常の事務費だったらわかってたんですが、こういうふうに表示に高齢者分の事務費とか書かれて、今まで見過ごしてたんだと思うんですけど、これが国保会計の一般財源で賄っていると、いわゆる国保税で賄っていると、そのことについて質疑をしたら、特会会計上、それは許されてることなんだと言うけど、私が言いたいのはそういうことじゃないんです。

事務費そのものが、昔は、かつては国が全部100%補助してて、その医療費の分について、何割を国が補助するというのがあったんです。それが、一般会計でいうと一般財源化して交付税に算入されるとか、何かわけわからんこと言うて、私たちもわからなくなったんですけど、そこら辺は委員会の中で議論されて結論が出たんでしょうか。

○議長（生野 征平君） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（小林華弥子君） 西郡議員にお答えをいたします。

西郡議員も委員長務めてらっしゃる国保運営協議会でも審議されたと思うんですが、当教育民生常任委員会は当委員会として独自で審議をいたしました。御質問は事務費拠出金を国保の一般財源から出してるけれども、これを一般会計から繰り入れるべきではないかということの趣旨だ

というふうに思います。このことについて、担当課に聞きました。そうしましたら一応、今回の補正予算については、当初予算の段階から一般財源を充てているものだから、補正についても同じような財源にしているということが、今回の一般財源を充てている理由でした。

ただ、それだけではなく、基本的には事務費というのは、一般会計から繰り入れる基準内のものであるのではないかというふうに委員会のほうでただしましたところ、担当課のほうで調査をしまして、総務省に問い合わせをしたそうです。その問い合わせの結果がけさ出てきて、総務省の見解としては、事務費の拠出金は一般会計からの繰り入れの基準内に相当するものだという見解が示されたそうです。県内でも、今、県内の各市町村どういうふうにしてるかというのを調べているそうで、まだ全部の回答は来ていないんですけども、県内では1町1市——玖珠町とあともう1個の市忘れちゃったけど——は、既に平成25年度予算のときから、事務費については一般会計から繰り入れて対応しているということだそうです。

今後、由布市としてはどうするのかというふうなことを聞きましたら、担当課としては、今回の平成25年度については、これはもう当初から一般財源充ててしまってるので、これで事務費は賄うけれども、来年度の予算組みの時点については、総務省から一般会計から繰り入れる基準内だという見解も示されているので、財政当局と相談の上、一般会計からの繰り入れを検討したいという返答があったということです。

以上です。

○議長（生野 征平君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 何年も同じことを言ってきた割には、こういう見落としをしていたのは、非常に自分自身で嘆かわしいちゅうか、情けない思いがします。基本的には、それも含めて、今度はやっぱり一般財源保険税からこれ充当してるんで、きちっと反対したいと思います。

○議長（生野 征平君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで討論を終わります。

これより議案第58号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立18名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時とします。

午後0時07分休憩

午後1時00分再開

○議長（生野 征平君） 再開します。

次に、日程第13、議案第59号平成25年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。

これより議案第59号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第60号平成25年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。

これより議案第60号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第61号平成25年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。

これより議案第61号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第62号平成25年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありますか。太田正美君。

○議員（14番 太田 正美君） 委員長にお尋ねします。この特別会計を指定管理者とすることと、特別会計をこのまま続けるのかというような議論は委員会ではされたのかどうか。

○議長（生野 征平君） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（小林華弥子君） お答えします。

今回の委員会審査の中では、その案件については話されませんでした。以前、昨年度でしたか、のときには、償還が終わった後には、特別会計を一般会計の中に繰り入れるかどうかという検討がされるというようなことは聞きましたけれども、今回の委員会では、そのことについては審議はしていません。

以上です。

○議長（生野 征平君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。

これより議案第62号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

午後1時04分休憩

.....
午後1時04分再開

○議長（生野 征平君） 再開します。

追加日程第1. 発議第4号

追加日程第2. 発議第5号

追加日程第3. 発議第6号

追加日程第4. 閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（生野 征平君） お諮りします。ただいま議員発議として、発議第4号から発議第6号までの発議3件及び各委員会から、閉会中の継続審査・調査申出書が提出されております。ついては、この提出案件4件を日程に追加し、追加日程第1から第4として議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 異議なしと認めます。よって、提出案件4件は、追加日程第1から追加日程第4として議題とすることに決定いたしました。

まず、追加日程第1、発議第4号から追加日程第3、発議第6号までの発議3件を一括して上程します。

提出者に提案理由の説明を求めます。13番、渕野けさ子さん。

○議員（13番 渕野けさ子君） 大変お疲れさまでございます。それでは、発議第4号から発議第6号まで一括説明をさせていただきます。

それでは、発議第4号「山の日」の制定を求める意見書。

上記の意見書を別記のとおり、由布市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。平成25年9月19日。由布市市議会議長生野征平殿。提出者、由布市市議会議員渕野けさ子、賛成者、由布市議会議員佐藤友信、利光直人、佐藤人己、太田正美、小林華弥子、廣末英徳。提案理由ですが、「山の日」の制定を求めるためです。

裏面をお開きください。

それでは、「山の日」の制定を求める意見書（案）。日本は山の国である。古くから日本人は山に畏敬の念を抱き、森林の恵みに感謝し、豊かな自然とともに生きてきた。また、山の恩恵は溪谷の清流を生み、我が国を囲む海へと流れ、深く日常生活とかかわりながら、人々の心をも育んできた。そして、我が国の文化は、「山の文化」と「海の文化」の融合によって、その根幹が形成されてきた。

そこで、美しく豊かな自然を守り、次世代に引き継ぐことを国民のすべてが銘記することを期待し、祝日「海の日」と対をなして、国民が山との深いかかわりを考える日として、「山の日」が制定されるべきであると考えている。

よって、国においては、次期通常国会において、「山の日」を制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、内閣総理大臣安倍晋三殿、衆議院議長伊吹文明殿、参議院議長山崎正昭殿。

続きまして、発議第5号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書。

上記の意見書を別記のとおり、由布市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。平成25年9月19日。由布市議会議長生野征平殿。提出者、賛成者も発議第4号と同じです。

提案理由は、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のためでございます。裏面をお開きください。意見書の案を要点を読ませさせていただきます。

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林の持つ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっています。

しかしながら、これら市町村では木材価格の暴落、低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じている。

これを再生することとともに、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務である。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図ることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、内閣総理大臣安倍晋三殿、財務大臣麻生太郎殿、総務大臣新藤義孝殿。

次に、発議第6号ホテル・旅館等建築物の耐震化の促進に関する意見書。

上記の意見書を別記のとおり、由布市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。平成25年9月19日。由布市議会議長生野征平殿。提出者も賛成者も同じでございますので、提案理由の説明を申し上げます。

ホテル・旅館等の建築物の耐震化を迅速かつ円滑に推進するためでございます。

裏面をお開きください。意見書（案）の要点を読み上げます。

南海トラフの巨大地震や首都直下型地震の被害想定においては、死傷者や建物被害がこれまでの想定や東日本大震災を大きく上回る非常に厳しいものとなっている。一方、住民の避難意識啓発や建物の耐震性の強化等の防災対策による被害軽減も推計されており、地方自治体は、可能な

限り被害を最小限に抑止する防災・減災対策を早急に進めていく必要がある。

地方自治体においても、地震による建築物の倒壊等被害から住民等の生命、身体、財産を守るため、耐震診断等に対する財政支援を行っているところであるが、耐震化の一層の向上を図るためには、その財源確保が不可欠である。

また、これらの耐震化を円滑に推進するに当たっては、当該建築物の所有者はもとより、広く国民に対して当改正法の内容の周知と理解の促進を図ることが重要である。

よって、国は、温泉所在都市に対するホテル・旅館等の建築物の耐震化を迅速かつ円滑に推進するため、必要な財政支援措置の充実を図るとともに、当該法の施行に当たっては、地方公共団体や当該建築物の所有者の実情等を十分踏まえ、必要な財政支援措置が確立されるまでは施行期限を延長すること及び耐震診断結果の公表を猶予するなど、特段の配慮がなされるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、内閣総理大臣安倍晋三殿、衆議院議長伊吹文明殿、参議院議長山崎正昭殿。

以上でございます。慎重審議の上、御可決を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（生野 征平君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの発議3件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し、全員による審議とすることに決定いたしました。

まず、発議第4号「山の日」の制定を求める意見書を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 提出者に伺います。あなたは議運の委員長であるように、本来、議会の行司役ちゅうか、交通整理をする人なんです。どの議案はどこで審議するか、それぞれ委員会には所管があって、所管事項についてはきちっと議論しなければならないようになってるんですけども、賛成者を見るとずっと議運のメンバーなんです。こういうことはあってあられん話なんですけども、せっかく、議運のメンバーの中に常任委員長も入ってるのに、きちんと常任委員長に交通整理してこれを議論して、よければ、本会議に意見書案として出してほしいという指導がどうしてできなかったのか、最初にお尋ねしたいと思います。

次に、祝日、海の日ちゅうのこれがくせ者なんです。海の日はいつか忘れたんですけども、何を記念してたか、背景がわかったらついでに教えていただきたいと思います。山の日はその延長にあると思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（生野 征平君） 瀧野けさ子さん。

○議員（13番 瀧野けさ子君） 何回も同じ意見をありがとうございました。先ほどの議運の委員長は交通整理の行司役だというふうに言っていたんですが、交通整理をした結果が、こういうふうになりましたので御報告しておきます。

それから、海の日のことについてお尋ねですが、今回は山の日の制定に向けた取り組み状況でございますので、海の日のごことは、特にお答えするようには考えておりません。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 何回も言いますけども、交通整理する人が車について行ったら何にもならないんです。後の人が困るんできちっと交通整理をして、そしてやってもらいたいと、今後の議会運営で次、議会運営担う人はそこ辺は、節度を持ってやってほしいと思います。副議長だから代表やるとか何とかじゃなくて、やはり所管の委員会に関することはその委員会できちっと議論して、そして本会議に通すと。

次の海の日なんですけども、たしかこれ海の日、天皇誕生日が前の祝日やったんじゃないですか、違う、天皇誕生日、今、何の日ですか。（「みどりの日」と呼ぶ者あり）みどりの日か、それの似たようなことに使われるんで。海洋記念で各地でやってますけども、みどりの日と海の日ともう一つ何かあったんですか、国体です。これが全国的に天皇が全国に行かせる理由になってるんです。これに山の日が加わったらどうなるんだろうかというふうに危機感を持っています。

そういう点でいえば、これ超党派で何か提案したみたいなんですけども、どうして超党派かなというふうに疑問に思っています。後で討論はしませんが、反対いたします。

○議長（生野 征平君） 瀧野けさ子さん。

○議員（13番 瀧野けさ子君） これは超党派のそれこそ、今、言われたとおり、共産党の国会議員さんも入られております58名の国会議員で、山の日制定の議員連盟を設立しております。祝日のない6月に、国民の祝日として山の日の制定を目指すということでございます。祝日が制定されることによって、山に対する関心を高めて、また、豊かな自然環境の保全等の意識の向上を促す、そして、また休日がふえることによって、観光産業の活性化にも寄与するのではないのでしょうかということで、大分県内では昨年6月に日田市議会、臼杵市議会が意見書を採択して提出されております。本年は、他の12市議会も9月定例会で発議するとの確認ができております。

もう一つ、つけ加えさせていただきましたら、この山の日の制定に向けた各関係団体の取り組みの状況というのは、やっぱりかなり前からされてるんです。平成22年からずっと23年、24年というふうに、山岳5団体による協議会、山の日制定協議会が設立されたり、それぞれ都市ごとに機運を高めるためにも、こういう運動をされておられますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

それから、普通の定例会であれば、私ももうちょっと丁寧に、議運の委員長として交通整理ができたかと思うんですが、今回は、ちょっと特に違っておりまして、委員長さんたちにも大変負担をかけましたが、議運がということになったんですが、そういう思いもありましたので、そういうふうになりました。御理解ください。

○議長（生野 征平君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。

これより発議第4号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立18名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、発議第5号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。

これより発議第5号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、発議第6号ホテル・旅館等建築物の耐震化の促進に関する意見書を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。

これより発議第6号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第4、閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しておりますように閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 異議なしと認めます。よって各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定いたしました。

これで、本日の議事日程は全て終了いたしました。

○議長（生野 征平君） 以上で、今期定例会に付議されました案件は、全て議了いたしました。

ここで閉会に当たりまして発言の申し出がありますので、これを許可します。市長。

○市長（首藤 奉文君） お許しをいただきまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、9月4日より本日までの16日間にわたり、議案等を精力的に御審議をいただき、まことにありがとうございました。今議会において御提案申し上げました諸議案につきまして、御認定、御承認、御可決をいただきましたことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。

今会期中の議員皆様から賜りました御意見や指摘につきまして、また、御提案につきましては、今後、調査、検討を重ね、市民サービスの充実につなげてまいる所存でございます。

さて、議員皆様におかれましては、本日の会議をもちまして任期中、最後の議会になるかと存じます。これまでの御労苦に対して心から敬意を表ささせていただきます。私自身この4年間、議員各位の御指導、御鞭撻をいただきながら、行政運営ができましたことに深く感謝を申し上げます。

今限りで御勇退される西郡議員さんにおかれましては、長年にわたる市政への御尽力に対しまして改めて感謝を申し上げます。今後とも健康に御留意されますとともに、新たな視点から市政への御指導、御協力をお願い申し上げます。

また、選挙に臨まれます議員皆様におかれましては、再び議員として御活躍されますよう心からお祈りを申し上げます。私も今回の選挙には市民の皆さんの審判を受けることにいたしております。

ます。市民の皆様の幸せと由布市発展のために住みよさ日本一のまちづくりをさらに進めてまい
る所存でございます。どうか、引き続き皆様の御理解と御協力をお願い申し上げまして、閉会に
当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（生野 征平君） それでは、私から一言御挨拶を申し上げます。

私ども議員は4年前、多くの市民の皆さんの信任を得まして、市民の声を市政に反映させるこ
とを使命として、第2代の由布市議会議員として、行政の一翼を担うべき研さんを積み、活動し
てまいりました。

しかしながら、志半ばで、小野二三人議員と久保博義議員が病魔に侵され、帰らぬ人となりま
した。お二人の無念さを思うと、残された我々20名の議員は、その責任の重さを痛感したとこ
ろであります。

さて、任期満了を迎えるに当たり、今期限りで勇退される議員、引き続き市民の代弁者として
立候補を志す議員各位、今、議場を去る思い、万感と察するところであります。しかしながら、
ともに由布市民としての思いは一つ、住みよさ日本一、由布市の実現であろうかと思えます。

いずれにいたしましても、我がまち由布市を愛し、このまちが一段と輝き続けるようお互いに
頑張ってまいりたいと念ずるところでございます。また、市長を初め、執行部の皆様方には、議
会に対しまして、御協力、御配慮を賜りましたこと、議会を代表して厚くお礼を申し上げます。

最後になりましたが、熱心に議会の傍聴にお越しいただいた方々初め、インターネットを通じ
て議会を視聴していただきました市民の皆様、本当にありがとうございました。今後も、より開
かれた議会とするためにも、御指導、御助言を賜われれば幸いです。

終わりに臨み、御参会の皆様のお多幸と御健勝を御祈念申し上げ、第2期最後の由布市議会定
例会閉会に当たっての御挨拶といたします。まことにありがとうございました。

これで、平成25年第3回由布市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

(拍手)

午後1時30分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員